

平成20年9月22日

登別市長 小笠原 春一 様

登別市市民自治推進委員会
会長 田中寛志

家電等の不法投棄防止に係る提言について

登別市市民自治推進委員会第2部会より、家電等の不法投棄防止についての提言が取りまとめられました。

運営委員会にて重ねて協議した結果、別紙のとおり、登別市市民自治推進委員会の提言を提出します。

記

- 1 家電等の不法投棄防止についての提言 別紙のとおり

登別市市民自治推進委員会
会長 田中寛志様

登別市市民自治推進委員会
第2部会長 大山口 光男

家電等の不法投棄防止についての提言

市民自治推進委員会の第2部会においては、市民生活部が行なう業務についての勉強会を行った上、「家電等の不法投棄防止について」を検討課題として選定し、以下のとおり取りまとめたので、市に提言したい。

1 提言選択の経緯

市の重要課題の一つに「不法投棄」の問題があるが、これは地域の環境整備の観点から、今後とも継続して取り組まなければならないテーマと考えられる。

「不法投棄」は、自然破壊や景観悪化につながるとともに、不法投棄を行った者が特定できなければ、市税を投入して処理しなければならない。

特に家電5品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、空調機）およびパソコンが、リサイクル法の施行により「廃棄処分するためには有料になったこと（注：パソコンは、H15年9月以前の購入物）」に加え、2011年には、テレビ放送が地上デジタル化されるのに伴い、古いテレビの不法投棄が増加することが想定される。

また、家電を個人が直接指定引取り場所に持ち込み処理する場合は、郵便局で処理券を購入した上、数少ない指定引取り所へ自らが持込む必要があり、大変手間がかかることも不法投棄の原因の一つと考えられる。

これらのことから、「不法投棄」を少しでも防止するために、以下のとおり提言したい。

2 提言内容

「不法投棄」の防止策は、「家電販売店または収集業者ならびに市民の協力を得るしかない」と思われるので、市として以下の施策を実施していただきたい。

- (1) 不要となった家電5品目およびパソコンの処分については、買い替え時および過去に自店で販売したものは家電販売店の引き取りが義務付けられているものの、それ以外は任意となっている。

これを、どこの販売店でも、どなたが依頼しても、できるだけ低価格（可能ならば一定額）で処分していただくため、家電販売店（家電協・量販店）に対して、次のことにつき、協力要請を行っていただきたい。

処理手数料を低減すること。

どなたが持ち込んだ場合でも、引き取りを行うこと。

- (2) 簡潔に処分できる体制づくりとして、年に数回、場所と日にちを指定し、市民が処分する家電を持ち込めば、処理料金の支払い手続きと処理業者への引渡しができる仕組みを作っていただきたい。

- (3) 市の広報紙に、家電の処理に関する情報のほか、不法投棄の防止のための記事を継続的（年4回程度）に掲載するほか、必要に応じて町内会を通じて回覧をおこない、不法投棄防止について市民の協力が得られるよう周知を図っていただきたい。

以上